

# 姫路城ライトアップイベント事業に係る企画及び演出等業務委託要求水準書

## 第1章 総則

### 1 業務名

姫路城ライトアップイベント事業に係る企画及び演出等業務（以下「本業務」という。）

### 2 契約期間

契約締結日から令和7年1月31日（金）まで

### 3 本件の提案上限金額

上限金額 37,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※本要求水準書「8 実施に当たっての留意事項 (5) おもてなし」に係る経費は、  
1,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、上限金額内に含む。

### 4 目的

本業務は、令和5年度に世界遺産登録30周年記念イベントとして盛況を博した姫路城ライトアップイベントの賑わいを継承するとともに、令和7年4月から開催される大阪・関西万博でのインバウンド需要を見据え、姫路城だけではなく姫路の魅力を国内外に発信し、より一層の誘客及び滞在型観光の促進を図るため、「光でつなぐ Castle History」をテーマに、姫路城ライトアップイベントを実施するもの。

### 5 事業の開催概要

#### (1) 開催場所

姫路城三の丸広場及び姫路城武者溜り（以下「姫路城内」という。）

#### (2) 開催期間

令和6年11月22日（金）～12月11日（水）（20日間）【雨天決行】

17時45分～21時15分（予定）

※令和6年11月20日（水）にマスコミ及び関係者向け内覧会を実施する（予定）。

#### (3) 観覧料

大人1,000円、子供（中学生以下）無料（予定）

#### (4) 来客想定人数

50,000人（一日当たり平均2,500人／一日当たり最大10,000人）

### 6 委託業務の内容

(1) 本業務の具体内容立案、実施計画作成、実施運営、会場演出、演出作品等（以下「展示物」という。）の制作、設置、撤去等

(2) 会場計画・設営（導線設計、ライティング設備、音響設備、電源設備、会場サイン看板、告知看板、中止看板、避難誘導看板・機材等安全対策・動線安全対策に伴うものを含む。）及び撤去

- (3) 運営（運営計画、スタッフ手配等）
- (4) 広報（専用ホームページの開設、ポスター・チラシのデザイン・作成、案内看板、記録写真等）
- (5) 実施報告書作成
- (6) その他上記に付随する業務

## 7 提案（企画提案書記載）事項

別に定める「姫路城ライトアップイベント事業に係る企画及び演出等業務委託公募型プロポーザル提案書作成要領」により提案すること。

## 8 実施に当たっての留意事項

- (1) 業務全般に関わること
  - ① 会場演出に当たっては、「姫路城重要文化財建造物等保存活用計画」における第5章「活用計画」記載事項（別紙「姫路城重要文化財建造物等保存活用計画 第5章【抜粋】」参照）を根底に据えながら、関連法規の遵守及び姫路城の景観・美観を尊重した企画・演出を行うとともに、姫路城の歴史的背景や文脈に基づいたものとし、姫路城の価値や魅力を向上するものとする。また、例年にはない新しい演出を取り入れ、有料イベントにふさわしいものとする。
  - ② 姫路市の「ゼロカーボンシティ宣言」の主旨に則り、LED照明の使用、発電機に変わる蓄電池の使用、蓄電池型テラスターの使用等、温室効果ガス排出削減に取り組むこと。原則としてガソリンやディーゼルエンジンによる発電機を伴う照明設備・電源設備の使用は行わず、既設電源またはバッテリー（蓄電池）等により電源を賄うこと。
  - ③ 三の丸広場への車両進入退出口は原則、喜斎門側からとする（4 tまでの車両に限る）。ただし、4 tを超えて10 tまでの車両を使用する必要がある場合は、公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー（以下、「ビューロー」という。）が指示する箇所に養生を行った上で、大手門から進入退出することができる。進入退出時間については姫路城管理事務所と調整すること。
  - ④ 来場者の安全対策を重視するため、責任者を置き来場者の安全確保に努めること。（設営、撤去時を含む）
  - ⑤ 三の丸広場内での動線については、インフルエンザ等の感染症の感染予防対策として、順路は一方通行の通り抜けとなるよう設定すること。
  - ⑥ 開催場所での風対策（展示物、資材等）を施すこと。対策が必要な設備については、リスト化し、必要な対策について、ビューローの確認を受けること。また、悪天候等に対する安全を常に留意し、開催中止の決定は、ビューローの指示に従うこと。
  - ⑦ 姫路城内は基礎工事、くい打ち及び釘等による地面に固定を要するもの並びに火気の使用は禁止する。また、城内の門、櫓、石垣等の建造物、樹木等を毀損し、又は汚損してはならない。
  - ⑧ その他の禁止事項については、姫路市の条例及び規則並びに関連する法令に基づくものとする。
  - ⑨ 制作過程期間を含む展示物周辺における安全対策を含むものとする。

- ⑩ 関連する全ての事項について、姫路城管理運営業務受託者との役割分担を明確にし、姫路城管理事務所及び姫路城管理運営業務受託者と十分に調整の上、事業を実施すること。
- ⑪ 資材の搬入出方法、安全対策資機材の設営・撤去、その他実施に必要な事項は、姫路城管理事務所と十分協議し、指示に従うものとする。
- ⑫ 音響を活用した会場の雰囲気づくりにおける、音源の使用、イベント用音楽の作成及び生演奏に係る費用については、提案上限金額に含むものとする。
- ⑬ 成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該成果物に係る受託者の著作権（同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該成果物の引渡し時にビューローに無償で譲渡するものとする。また、ビューローは成果物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

なお、成果物が著作物に該当する場合において、ビューローが当該成果物の利用目的の実現のためにその内容を改変する場合は、受託者の承諾なく行えることとする。
- ⑭ イベント開催期間中の警備員は、ビューローが別途手配を行う。ただし、運営上必要となる三の丸広場内の案内、誘導等のスタッフについては配置すること。
- ⑮ 観覧者が身体に損害を受けた場合に補償する保険に加入すること。（設営、撤去時の来場者等への対応も同様とする。）

（死亡事故1,000万円、後遺障害40万円から1,000万円、入院1日3,000円、通院1日2,000円以上、手術給付金1名当たり30,000円以上）
- ⑯ イベント開催の2日前に、試験点灯を含めた内覧会を実施すること。
- ⑰ 実施に当たり、警察と協議が必要となった場合は、ビューローと協力して対応に努めること。

## (2) 展示物制作・展示に関すること

- ① 三の丸広場内の姫路城大天守が映り込む位置に、令和4年度に実施した「姫路城 Castle History 鏡花水月」で使用したものと同等（奥行2.5m×幅1.5m、水深15cm程度）以上のサイズの水鏡を必ず1基設置し、その水鏡を活用した演出を盛り込むこと。なお、水鏡の周囲には転落及び進入防止のための必要な措置を講じること。
- ② 水鏡については、日中三の丸広場を訪れる観光客が無料で観覧できるよう、必要な対策を講じること。また、来場者の動線などを工夫し積極的にPRすること。なお、観覧時間は9時から16時までとする。
- ③ イベント開始時間の10分前までに、会場となる区域に観光客等が留まっている場合は、入退場ゲートの外へ退出させること。
- ④ ビューローが別途実施する事業の関係で終了時間の延長などが必要となる場合には積極的に協力すること。その場合の費用に関してはビューローと受託者の間で協議するものとする。
- ⑤ ライトアップ開催期間前後に一部演出を用いて三の丸広場に賑わいを生み出せる展示・演出の提案も可とする。その場合の費用については提案上限金額に含むものとする。
- ⑥ 本事業にかかる水鏡の演出部材及び照明機器については、受託者が提案内容を実現するために必要なものを本件の提案上限金額の範囲内で調達することとするが、設置撤去作業完了後は、ビューローの所有となる。ただし、調達に適さない特殊なものについては、レ

ンタルで対応し、提案上限金額内で実施するものとする。なお、ビューロー所有となる調達部材及び機器等については、今後のライトアップで使用できるよう適切に養生及び収納し、ビューローが指定する保管場所へ撤去・運搬すること。

- ⑦ 貸与する下記の機材リストを可能な限り用いること。

品名	数	備考
LEDストリングス イルミネーション白	約6万球	使用中の破損などによるロスあり
LED球体ストリングス φ600mm	10球	
単焦点プロジェクター	8台	BenQ・MW826STH
簡易音響システム	1式	STAGEPAS 400BT
音響用スピーカー	8台	APOGEE ACS-SAT3×4台 EAW/JF560×4台
パワーアンプ	4台	LAB.GRUPPEN fp2600
バルーン	3球	

- ⑧ 夜間の安全対策として、演出上の照明とは別に、来場者の安全確保のための照明として、バルーンライト、足元灯、演出上の照明とは別に、通路沿いにLED行灯（姫路市所有）等を設置すること。また、ナイトイベント開催を告知する看板（縦1,800mm×横1,800mm）以上を設置するとともに、夜間の視認性を確保すること。

なお、ビューローが確認し、観覧者の安全の観点から追加で照明機器が必要と判断した場合は、必要な照明機器を受託者が用意し、ビューローの指示に基づき設置すること。

- ⑨ 展示物の制作にクレーン等の建設機械は原則使用禁止とする。また、公開時間中は、資材の移動等に車両を使用することは禁止とする。資材の仮置場については別途指示する。
- ⑩ 展示物の解説等には、多言語表記（日本語、英語は必須）によるキャプション等を設置するなどインバウンド対策を行うこと。
- ⑪ 開催期間中は展示物の維持管理に努め、必要があればメンテナンスを実施すること。
- ⑫ 展示の演出の実施に必要な人員・機材を配置すること。
- ⑬ 樹木への装飾造営は不可とする。
- ⑭ 三の丸広場は、車両の進入を禁止とする。（広場南に一部進入可能な箇所あり）
- ⑮ 展示物の一部は、姫路城と関連性のある展示・演出とすること。

- (3) 三の丸広場内の入退場管理等のスタッフ配置及び運営に関すること

- ① 三の丸広場内の入退場管理ゲートを設置し、以下の業務を行うこと。

ア 業務内容

- ・ 本業務は入場者からの料金徴収を伴うイベントとなることから、入退場管理ゲートを姫路城武者溜りに設置する。業務運営については、ビューローから別途委託する受託事業者（以下、「別受託事業者」という。）が実施することから、三の丸広場内の入退場管理等を実施すること。
- ・ 三の丸広場内の入退場者の待機列の整理（カラーコーン、バーの設営撤去含む）。
- ・ 三の丸広場内の入退場者のカウント。  
三の丸広場内の1時間おきに入退場者数をビューローに報告し、イベント終了後にカウント記録の集計結果を報告すること。
- ・ 三の丸広場内の入場者の制限。  
三の丸広場内の会場内の状況により、入場を停止し待機させること。また、武者溜

りの別受託事業者と連携した対応を行うこと。

- ・ 交代要員

遊撃としてスタッフを配置し、各スタッフの交代が必要な場合に対応できるようにすること。

- ・ 各スタッフの指揮命令系統を明確にし、ビューローの指示に速やかに対応すること。

(4) 広報、アンケート及び記録に関すること

① ホームページ等の作成・運営

開催概要等が広く周知できるホームページを制作・運営すること。また、Instagram、X (旧 twitter) 等 SNS を活用した効果的な情報発信を行うこと。

② 広告デザイン・版下制作

ポスター、チラシ、新聞、広報誌、看板等の広告物のデザイン・版下を制作すること。

③ 広告物等の作成・印刷

ア ポスター・チラシの印刷

サイズ、部数、紙質、刷色等は、次のとおりとする。

(ア) B2版(縦) 200枚(コート135kg、4色、片面)

(イ) A3版(縦) 2,000枚(コート135kg、4色、片面)

(ウ) A4版(縦) 30,000枚(コート90kg、4色、片面)

(エ) A4版(縦) 30,000枚(コート90kg、4色、両面)

※ A3版及びA4版は、B2版デザインを縮小したものとする。

※ A3版2,000枚のうち、1,200枚は印刷面が上になるよう2つ折りにしたものを納品すること。

※ 上記(ウ)については、ビューローと協議の上、デザインが決まり次第、早期の告知用として速やかに印刷し納品すること。

イ チケットの印刷

(ア) 特別招待券 2,000枚(コート110kg、4色、両面)

(イ) 前売り販売用チケット 20,000枚(コート110kg、4色、両面)

(ウ) 当日販売用チケット 50,000枚(コート110kg、4色、両面)

※ サイズは54mm×170mm程度とし、連番、もぎり用ミシン目を入れること。

④ 広告物の納品

納品日はビューローと受託者が協議の上決定し、完成後、速やかに広告物及び作成したデータを郵送、記録媒体、メール添付又はオンラインストレージ等にて納品する。

⑤ アンケートの実施

紙・Web等を活用したアンケートにより来場者の反応及びイベント開催に伴う観光消費額等を調査し、分析・検証した結果を実施報告書により報告すること。

また、回答件数を上げる取り組みとして、回答者へのプレゼントを用意し、抽選により当選者を決定し、送付すること。経費は100,000円程度を想定しており、当該業務委託料見積書には、経費として100,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を計上し、提出すること。

なお、実施に必要となるスタッフについては適切に配置すること。

⑥ イベントにおける記録

イベントにおける機材設置や位置等を写真データと共に記録すること。また、イベント実施期間中は毎日天候や気温を記録すること。

(5) おもてなし

上記の業務以外に、点灯式や演奏会等の来場者向けのおもてなしサービスを提案すること。経費は1,000,000円程度を想定しており、当該業務委託料見積書には、経費として1,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を計上すること。

(6) 電源等に関すること

① 三の丸広場に設置されている分電盤(3箇所 分電盤の電源容量 計105A)を使用することができる。

なお、これらの既設の分電盤を使用する場合の電気料金については、姫路市が負担する。

② 上記の既設の分電盤だけでは電源容量が不足する場合は、受託者が関西電力に届出の上、姫路城管理事務所が指示する場所に仮設分電盤を設置し、必要箇所へ供給すること。

なお、設置費用及び電気料金については、受託者負担とする。

③ 仮設分電盤の設置に当たり、養生とウエートによる転倒防止策を施すこと。

(7) 事後報告に関すること

① 本企画の実施報告書を、写真又は動画を添えて作成すること。

② 本企画終了後、総括する場を設けること。

(8) 損害のために生じた経費の負担

① 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

② 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額のうち、ビューローの指示、貸与品等の性状その他ビューローの責めに帰すべき事由により生じたものについては、ビューローがその賠償額を負担する。ただし、受託者が、ビューローの指示又は貸与品等が不適当であること等ビューローの責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

③ 前2項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、ビューローと受託者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(9) 本業務を中止とする場合の費用負担について

インフルエンザ等の感染症の感染拡大や台風、豪雨その他天災等により、イベントの実施が困難とビューローが判断した場合、業務を縮小し、又は中止する場合がある。この場合において、展示物や仮設物の確保及び運搬等に要した費用負担は、ビューローと受託者が協議して決定するものとする。

## 第2章 一般事項

### 1 適用範囲

この要求水準書は、姫路城ライトアップイベント事業に係る企画及び演出等業務委託に適用する。

本業務の受託者は、この要求水準書に定めない事項のうち、本業務の遂行に当たり必要と思われるものについては、ビューローへ提案し、と受託者が協議の上、これを決定し、行うもの

とする。

## 2 業務項目

業務に係る項目はこの要求水準書及びビューローの契約約款によるものとする。

## 3 業務管理

- (1) 受託者は、本業務に着手したときは、遅滞なく、委託業務着手届をビューローに提出するものとする。
- (2) 受託者は、業務期間内に業務を完了するよう全項目の業務計画を立て、全体スケジュール、設営スケジュールなど進行管理資料及び各設備仕様、図面等をビューローの指示により随時提出し、ビューローの承諾を得るものとする。
- (3) 受託者は、本業務の円滑な進捗を図るため、必要な専門的知識と十分な経験を有する従事者を配置するものとする。
- (4) 受託者は、本業務の全般にわたる技術的管理を行わせるため、上記(3)の従事者のうちから業務担当責任者を選任し、その氏名を委託業務着手届の提出によりビューローに通知するものとする。
- (5) 受託者は、必要に応じ進捗状況をビューローに適宜報告するとともに打合せを行うものとする。
- (6) 受託者は、関係する官公署との協議を必要とし、又は関係する官公署から協議を求められた場合は誠意をもってこれに当たり、また、その内容を遅滞なくビューローに報告するものとする。
- (7) 受託者は、イベント実施期間中は、来場者からの問い合わせ等に適切に対応できる体制をとること。

## 4 実施報告

受託者は、本業務の着手及び完了に際し、この要求水準書及びビューローの契約約款に定める書類の提出を行うものとする。本業務の完了に際し、実施した事業に係る必要書類及び電子媒体一式（電子媒体については、ビューローが指定するファイル形式で提出すること。）をビューローに提出するものとする。成果物の作成及び編集等に当たっては、あらかじめビューローと協議の上、作成するものとする。

提出先は、ビューローとする。

## 5 検査

受託者は、業務完了後、ビューローの契約約款に定める手続を経て、ビューローの検査を受けるものとする。

本業務は、ビューローによる検査の合格をもって完了とする。ただし、納品後、成果物の記載内容に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、受託者は、責任をもって速やかに訂正するものとする。

## 6 資料の貸与

本業務に必要な資料の収集又は調査等は原則として受託者が行うこととするが、ビュー

ローが現在所有しているものについては、ビューローから受託者に貸与するものとする。この場合において、受託者は、貸与を受けた資料に関するリストを作成の上、ビューローに提出するものとし、業務完了後、貸与された資料の全てを速やかにビューローへ返還するものとする。

## 7 別途業務

本業務の途中において、本業務に関連した、本業務以外の調査等の必要が生じた場合は、ビューローと受託者が協議の上、別途実施するものとする。

## 8 その他

- (1) 受託者は、本業務の遂行上知り得た情報、秘密は他に漏らしてはならないことはもちろんのこと、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (2) 委託料は、成果物の納品後及び委託業務完了届の提出後、ビューローの担当者の検査の後に支払うものとする。
- (3) 納品後、成果物の内容に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、受託者は責任をもって速やかに訂正するものとし、これに対する経費は、受託者が負担するものとする。
- (4) 本件契約に関する契約保証金については、姫路市契約規則（昭和62年姫路市規則第29号）の規定を適用する。
- (5) 受託者は、条例、規則等諸法令を遵守すること。